

こども政策推進会議運営要領（案）

〔 令和 5 年 4 月 18 日
こども政策推進会議決定 〕

（会議の運営）

第一条 こども政策推進会議令に基づき、会議の議事の手続その他会議の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（関係者の出席）

第二条 会長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

（審議の内容等の公表）

第三条 会議において配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公表する。

2 会議の終了後、速やかに、会議の議事要旨を作成し、こども家庭庁においてこれを公表する。

（幹事会の設置）

第四条 こども施策の実施の推進及び関係行政機関相互の調整等に資することを目的として、こども政策推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、会長は必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。

3 幹事会は、関係機関に対して、資料の説明、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（雑則）

第五条 この運営要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 18 日から施行する。

(別紙)

こども政策推進会議 幹事会

会 長	こども家庭庁長官官房長
構 成 員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
	内閣府大臣官房政策立案総括審議官
	警察庁生活安全局長
	金融庁総合政策局総括審議官
	消費者庁政策立案総括審議官
	デジタル庁統括官（国民向けサービス担当）
	復興庁統括官付審議官
	総務省大臣官房総括審議官（政策企画（主）担当）
	法務省大臣官房政策立案総括審議官
	外務省総合外交政策局長
	財務省大臣官房総括審議官
	文部科学省総合教育政策局長
	厚生労働省政策統括官（総合政策担当）
	農林水産省消費・安全局長
	経済産業省経済産業政策局長
	国土交通省総合政策局長
	環境省総合環境政策統括官
	防衛省人事教育局長